

平成 30 年 9 月 19 日

## 短期入所の年間利用日数の適正化について

### 1 はじめに

平成 30 年 4 月より、短期入所にかかる年間利用日数については、1 年の半分（180 日）を目安にすることが計画相談支援の指定基準に位置付けられました。このことにもとない、短期入所の支給決定に関する取り扱いを整理しましたので、お知らせいたします。

### 2 概要

#### (1) 年間 180 日を超えた支給決定について

平成 30 年度の報酬改定に伴い、厚生労働省発出の事務処理要領において以下のように取り扱いが示されました。

年間利用日数については、利用者の居宅における自立した日常生活又は社会生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所を利用する日数が年間 180 日を超えないようにしなければならない。

#### (2) サービス等利用計画案への短期入所の位置付けについて

指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準においても同様に、以下のように示されました。

相談支援専門員は、サービス等利用計画案に～（略）～短期入所を位置付ける場合にあつては、利用者の居宅における自立した日常生活又は社会生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所を利用する日数が年間百八十日を超えないようにしなければならない。

解釈通知には「短期入所のサービス等利用計画案への位置付け」という項目が新設され、以下のように示されています。

短期入所は、利用者の自立した日常生活の維持のために利用されるものであり、指定計画相談支援を行う相談支援専門員は、短期入所を位置付けるサービス等利用計画案の作成に当たって、利用者にとって短期入所が在宅生活の維持につながるよう十分に留意しなければならないことを明確化したものである。この場合において、短期入所の利用日数に係る「日数が年間180日を越えない」という目安については、サービス等利用計画案の作成過程における個々の利用者の心身の状況やその置かれている環境等の適切な評価に基づき、在宅生活の維持のための必要性に応じて弾力的に運用することが可能であり、年間180日以内であるかについて機械的な適用を求めるものではない。

従って、利用者の心身の状況及び本人、家族等の意向に照らし、この目安を越えて短期入所の利用が特に必要と認められる場合においては、これを上回る日数の短期入所をサービス等利用計画案に位置付けることも可能である。

### 3 本市での取り扱い

#### (1) 支給決定に際しての本市の判断基準

前述の国の基準等を踏まえ、短期入所の年間利用日数について、本市の支給決定に際しての判断基準としては、介護者が急病や事故により、長期間入院することとなった場合等のやむを得ない事情がある場合はもちろん、提出されたサービス等利用計画案の内容に基づき、利用者の心身の状況及び本人、家族等の意向に照らし、特に必要と認められる場合については、年間180日を超えた短期入所の利用を認めることとします。

具体的には、以下のような事例を想定しています。

- ①介護者が急病や事故により、長期間入院することとなった場合
- ②介護者からの暴力・ネグレクト
- ③行動障害や障害者からの暴力など、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合
- ④介護者の高齢化を背景に、障害者の障害に対応できない場合

#### (2) 受給者証への記載

区役所等で年間180日を超えた短期入所の利用が認められた場合、障害福祉サービス受給者証(Ⅱ)の三ページの特記事項欄に「年間180日以上利用可(短

期入所)」と記載されたものが交付されます。各事業所におかれましては、記載内容をご確認いただき、適切なサービス提供をお願いいたします。

名古屋市健康福祉局障害福祉部  
障害者支援課認定支払係  
TEL : 052-972-2639  
FAX : 052-972-4149